

シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

(第1回)

取調べの可視化の制度化は、今、どのように動いているのだろうか。同時に、運用（試行）は、どんな進展を見せているのか。その状況をリアルタイムで伝えていきたい。

連載開始にあたって

今、取調べ可視化（＝全過程録画・録音）の制度化に向けての状況は、いわば、「遅々として」……「進んで」「いる」。もっとも、「進んで」いるかどうかはわからない（むしろ、後退しているかもしれない）とみる見方もある。他方で、着実に確固たる大きな流れが既に出来ているとする見解もある。

状況のどこに焦点をあてて眺めるか、どの角度で何処からどう視るか、それによって、様々な評価が生じうるであろう。それが、「現在」の可視化をめぐる状況といえよう。

当会の会員各位にとっても、この状況は、あるいは、見えにくいものであるかもしれない。その一方で、捜査弁護活動のうえで、早々と自らの依頼者に対する取調べが録画されるといった局面を経験する会員も、今後急増していくものと想定される。

そこで、まずは、「可視化」をめぐる情勢・状況について、これを少なくとも、2012年の「今」から2013年初頭の1年間をかけて、ウォッチングしていくことにしたい。それは個々の弁護人の弁護活動にとって、意味のある情報提供になるのではないかと思う。同時に、日本の刑事司法にとっての新たな大きな変革をリアルタイムで伝えることにもつながると期待している。

制度化の動きについて

■ 検察～法務省

御承知のとおり、2011年3月31日に「検察の在り方検討会議」の「提言」が発表され、同年5月18日、当時の江田五月法務大臣は、法制審議会に次のとおり諮問した。すなわち、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の準備の在り方について、御意見を承りたい」というのである。

これを受け、法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置され、同年6月29日に第1回会合が開かれた。その後、月1回のペースで会議は開催され（あるいは、各ヒアリングや各視察などもなされ）、2012年1月～2月の会議では「論点整理」がなされ、今春以降、いよいよ実質的な議論がなされる見込みである。

委員26人、幹事14人の計40人の大所帯の会議体であり、議論が一挙に進む体勢にあるとは思えない。とはいえ、上記諮問のとおり、いわゆる可視化問題をはじめとする制度改革論（制度導



入論)は、もはや、これ以上、先送りする場がない。この場で必ず「制度化」の決着をみることになる。同特別部会の議論状況は法務省ホームページに、議事録全文がアップされているので、一度、確認していただきたい。

2 警察～国家公安委員会

他方、可視化問題を決していくのは、むしろ第1次捜査機関である警察ではないかとの声がある。それ自体は当然の発想かもしれない。

この点、国家公安委員会では、民主党政権成立後の2010年2月に委員長の諮問機関として「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が設置された。この研究会は、刑事法学者、元捜査官、元裁判官、弁護士、供述心理学者、社会学者、ジャーナリストらの12人の委員で構成されている。これもおおむね月1回のペースで2012年2月までには計23回の会合が開かれた。

こちらは議事録全文の公表はなく、議事要旨のみが警察庁ホームページにアップされている。2012年2月下旬には、最終取りまとめが公表される運びといわれており、制度面と運用面(今後の試行)の両方について言及されるものとみられている。もっとも、制度については両論併記にする以外ないとされているようである。他方、運用(試行)拡大の明記は確実といわれている。今後の警察の対応が注目されよう。

運用－試行拡大について

運用面は、今、急速に動いている。上記「検察の在り方検討会議」の「提言」は、被疑者取調べの録音・録画の範囲を「検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大すべきである」とし、さらに特捜部など一部の事件については、「できる限り広範囲の録音・録画を行うよう努

めるべきである」とした。これを受けて、同年4月8日、当時の江田法務大臣は笠間治雄検事総長に対し、検察庁法14条に基づく一般的指揮として、「取組」と題する文書を交付し、特捜部における被疑者取調べ及び特別刑事部の独自捜査事件の被疑者取調べ、さらに「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」に対する検察官の取調べについて、「全過程」を含む録音・録画の「試行」を指示した。同検事総長は、「法相の指示をしっかりと趣旨を踏まえて対応していく」、「全事件というわけにはいかないが、全過程でやっていく」、「(全過程の録音・録画につき)可視化の捜査への影響を検証するためにも、積極的に取り組ませたい」と述べたとされる(同年4月8日法務大臣記者会見、同年4月9日付け各紙朝刊など)。

これに伴うかたちで、同年4月26日には、最高検察庁検察改革推進室が、「録音・録画の試行に関する運用要領」を発し、続いて、同年7月8日に、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」について事務連絡がなされたのに続き、同年8月8日に公表された「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」を受けて、裁判員裁判対象事件についても被疑者取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大するよう指示がなされている(同月9日に、その旨の事務連絡もされている)。

裁判員裁判において検察取調べ段階の「全過程」録画が既になされたケースは、1割以上と報告されている(なお、身体拘束下の独自捜査事件は、その4割が「全過程録画」)。逮捕から検察送致直後の弁解録取段階での録画例も既に多数存在する。できる限り早期の弁護人接見を確保することが一層重要となる。

この点、近々、日弁連から「取調べ対応・弁護実践マニュアル」も発刊・配布される。是非御確認いただきたい。